

日曜法律相談実施要綱

制 定 令和2年4月1日
最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 市民生活上の問題で法律の知識を要するものについて、市民の相談に応じることによって、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(相談員)

第2条 相談担当者は弁護士とする。

(相談場所)

第3条 相談場所は本市が指定する区役所等とする。

(相談日)

第4条 相談日は、毎月第4日曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市民局長は相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日を変更し又は相談を実施しないことができる。

(相談時間)

第5条 相談実施時間は午後1時から午後5時までとする。

2 相談時間は1回30分とする。

(受付方法)

第6条 相談は事前に予約するものとする。

(相談費用)

第7条 相談者の相談費用は無料とする。

(所 管)

第8条 日曜法律相談に関する事務は、区役所及び市民局で処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。